

野菜価格安定制度を利用している 野菜生産者の皆様へ

現在、当分の間の特例として、初めて収入保険に加入される方は、**収入保険と野菜価格安定制度（野菜価格安定対策事業）を同時利用（2年間）**することができるようにしています。

- ※ 収入保険と野菜価格安定制度を同時利用される方は、**収入保険の保険料等と野菜価格安定制度の生産者の負担金の両方を支払**います。
- ※ また、収入保険の保険期間中に、**野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補てん金の計算上、その金額を控除**します。

収入保険に加入する場合のパターンをご紹介します。

基本のタイプ

保険期間の収入（農産物の販売収入）が、**基準収入の9割を下回った**ときに、**下回った額の9割を上限に補てん**します。

基本のタイプは、**保険方式（掛捨て）と積立方式（掛捨てではない）の組み合わせ**です。

※ 保険方式の補償限度80%、積立方式の補償幅10%の場合

例えば、**基準収入1,000万円**の場合、**保険方式の保険料8.9万円、積立方式の積立金22.5万円、付加保険料2.2万円**で、**最大810万円の補てん**が受けられます。

保険期間の**収入がゼロ**になったときは、**810万円（積立金90万円、保険金720万円）の補てん**が受けられます。

※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てではない積立方式」を組み合わせるかどうかは選択できます。

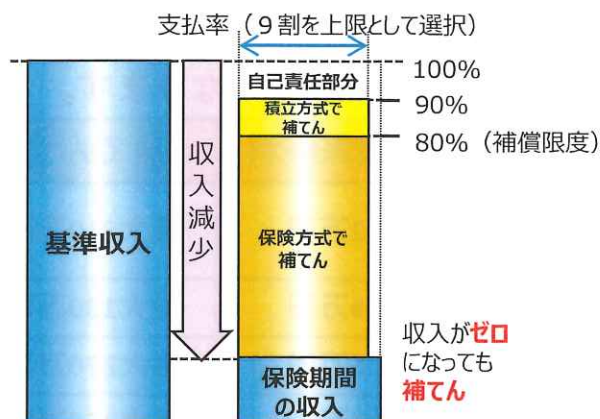
保険方式の補償限度は基準収入の80%～50%の中から選択できます。

保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。

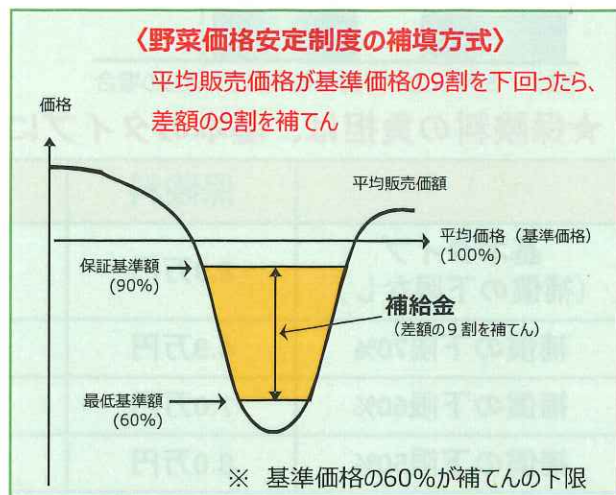
※ 保険料には50%、積立金には75%、付加保険料には50%の国庫補助があります。積立金は補てんに使われなければ、翌年に持ち越します。

※ 保険料、積立金は分割払ができます（最大9回）。

※ 保険料は、令和4年1月からの保険料率を適用した額。



（注）5年以上の青色申告実績がある方の場合





複数作物を栽培しているので、
収入全体は大きく減少しないんだけど・・・

補償の下限を選択できます！



保険料の安いタイプ^o（補償の下限を選択）

保険方式の補償の下限を選択することで、保険料を安くすることができます。

※ 補償の下限は、基準収入の70%、60%、50%から選択できます。

基準収入の70%を補償の下限として選択すると、

例えば、**基準収入が1,000万円**の場合、

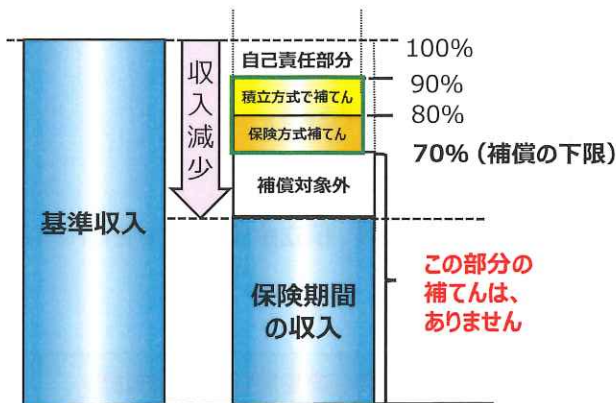
保険料4.9万円、積立金22.5万円、付加保険料1.9万円で、

保険期間の収入が**700万円**になったときは、**180万円（積立金90万円、保険金90万円）**の補てんが受けられます。

ただし、**700万円を下回った分の補てんはありません。**

※ 保険方式の補償限度80%、積立方式の補償幅10%の場合

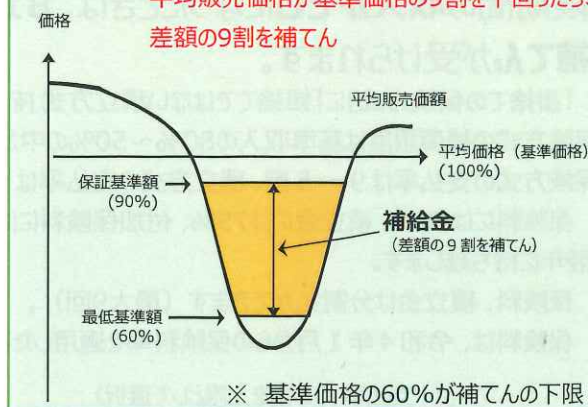
基準収入の70%を
補償の下限とした場合の補てん方式



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

〈野菜価格安定制度の補填方式〉

平均販売価格が基準価格の9割を下回ったら、
差額の9割を補てん



★保険料の負担は、基本のタイプに比べて最大で約4割安くなります。

	保険料	積立金	付加保険料	補てん金
基本タイプ (補償の下限なし)	8.9万円	22.5万円	2.2万円	最大810万円
補償の下限70%	4.9万円	22.5万円	1.9万円	最大180万円
補償の下限60%	7.0万円	22.5万円	2.1万円	最大270万円
補償の下限50%	8.0万円	22.5万円	2.2万円	最大360万円

(基準収入が1000万円で保険方式の補償割合を80%に選択した場合)

収入保険と野菜価格安定制度の 同時利用に関するQ & A

問1 収入保険の加入者が野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補てん金はどうなるのですか。

(答)

収入保険の保険期間中に受け取った野菜価格安定制度の補給金（雑収入に計上する金額）を、当該保険期間の農業収入金額に加算することで、収入保険の補てん金の計算上、両制度の補てんの重複を排除することになっています。

問2 収入保険の加入経験がある者も、収入保険と野菜価格安定制度を同時に利用することができますか。

(答)

今回の特例は、収入保険の加入経験がない方を対象としたものです。既に収入保険に加入されている方は、野菜価格安定制度の同時利用はできません。

問3 令和4年1月から収入保険に加入し野菜価格安定制度を同時利用した場合、令和6年1月からの収入保険にも必ず加入しなければいけないのですか。

(答)

収入保険と野菜価格安定制度を同時に利用された方が、引き続き収入保険に加入するか否かについては、それぞれの加入申請期限（個人の場合、毎年11月まで）までに判断していただくこととなります。

**収入保険に関心のある方は、全国農業共済組合連合会
又は相談窓口（農業共済組合等）へお問い合わせください。**

全国農業共済組合連合会

〒102-0082 東京都千代田区一番町19番地

TEL：03-6265-4800(代)

ホームページ：<http://nosai-zenkokuren.or.jp/>



(ホームページ)



(Facebook)



収入保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中！
<https://www.maff.go.jp/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>

〈お問い合わせ先〉

農林水産省経営局保険課（03-6744-7147）